



国保料の軽減・減免制度などのお知らせ

国民健康保険

国民健康保険（国保）には、所得が少ない世帯を対象にした、軽減制度や減免制度があります。今年度の保険料額は、6月中旬に郵送でお知らせします。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4140）

低所得者の軽減制度

前年中の所得^{※1}が基準額以下の世帯に対して、国民健康保険料の均等割と平等割^{※2}が、あらかじめ軽減される制度があります。軽減の割合は7割、5割、2割の3種類です。4月1日（途中加入者の場合は世帯主が加入した日）の

※1 所得とは

前年の世帯全員の収入から必要経費を差し引いた額です。給与や公的年金では、収入から給与所得控除額や公的年金等控除額を差し引いた額で、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などを差し引く前の額です。遺族年金や障害年金などの非課税の収入は含みません。

※2 国民健康保険料とは

保険料は(1)医療保険分、(2)後期高齢者支援金分、(3)介護保険分（40歳以上65歳未満の人のみ）の合算額です。(1)～(3)それぞれが①所得割（加入者全員の前年所得で算定）、②均等割（加入者1人ずつに掛かる）、③平等割（世帯単位で掛かる）で構成されています。

表1 軽減の対象となる所得の基準額

軽減割合	基準額
7割	43万円+10万円×（給与所得者等 ^{※3} の数-1）
5割	43万円+28万5000円×加入者数+10万円×（給与所得者等の数-1）
2割	43万円+52万円×加入者数+10万円×（給与所得者等の数-1）

※3 給与所得者等：給与収入が55万円を超える人や、公的年金等を65歳未満の人は60万円、65歳以上の人は125万円を超えて受給している人

図1 失業した人の軽減制度の対象

特定受給資格者	特定理由離職者
雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、31、32の人	雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが23、33、34の人

図2 減免の対象となる所得の要件

所得の少ない世帯のうち

世帯の前年の総所得が、加入者数と旧国保被保険者数^{※4}の合算数×35万円+43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯

加入者がひとり親・特別障害者に該当または、同居の特別障害者（加入者に限る）を扶養する世帯のうち

世帯の前年の総所得が、加入者数と旧国保被保険者数^{※4}の合算数×35万円+65万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯

※4 旧国保被保険者：国保から後期高齢者医療制度に移した人

表2 低所得世帯が対象の減免基準と適用事例

いずれも、世帯で所得のある人が1人の場合

●給与収入のみの場合の減免基準

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	給与収入 約98万円～133万円
2人世帯	給与収入 約98万円～171万6000円
3人世帯	給与収入 約98万円～222万8000円
4人世帯	給与収入 約98万円～272万8000円

●年金収入のみの場合の減免基準

① 昭和31年1月1日以前生まれの人

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約153万円～203万円
2人世帯	年金収入 約153万円～238万円

② 昭和31年1月2日以降生まれの人

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約103万円～140万6000円
2人世帯	年金収入 約103万円～187万3000円

表3 旧被扶養者に対する減免

区分	期間	減免の割合
均等割 平等割 ^{※5}	国保に加入した月から2年間	2分の1減免 ^{※6}
所得割	当分の間	全額減免

※5 平等割は旧被扶養者のみで構成される世帯が対象
 ※6 均等割と平等割は「低所得者の軽減制度」の5割軽減または7割軽減に該当する世帯は適用になりません

倒産や解雇などでやむを得ず失業した人が国保に加入した場合、保険料や医療費の負担を軽減する

やむを得ず失業した人の軽減制度

世帯内の加入者数と、前年所得で軽減の割合を判定します。今年度は、軽減の対象となる基準額がすべて変更となります。（表1）

国保課への届け出が必要

制度があります。対象は、失業により新たに国保に加入した人と、失業した人のうち、既に国保に加入して雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人です。（図1）

公共職業安定所で雇用保険の手続きをし、「雇用保険受給資格者証」を持参の上、国保課へ届け出をしてください。
 なお「雇用保険特例受給資格者証」「雇用保険高年齢受給資格者証」の減免制度

・失業や病気により収入が著しく減少した場合

◆**その他の理由で納付が困難な場合の減免制度**

世帯全員の資産や預貯金などを活用しても生活が著しく困難で、所得の要件（図2）に当てはまる世帯は、申請することで所得割の2分の1が減免になる場合があります。（表2）

減免の申請受付期間

納入通知書は6月中旬に郵送します。対象者は6月15日以降、納入通知書を持参の上、国保課に申請してください。減免の理由により証明書類が必要な場合や、受付期間が異なる場合があります。今年度分の減免申請の期限は、原則、令和4年3月31日（木）までです。

減免制度

所得が少ないなど、特別な事情で保険料が納められないときは、申請することで減免の対象になる場合があります。

◆**所得が少ない世帯が対象の減免制度**

自己負担限度額の判定の際にも、対象者の前年の給与所得を100分の30として判定します。

また、高額療養費など医療費の自己負担限度額の判定の際にも、対象者の前年の給与所得を100分の30として算定します。

減免の申請受付期間

◆**長期入院などで多額の医療費が掛かった場合**

・火災や地震などで資産に重大な損害を受けた場合

◆**他の保険の加入者に扶養されていた65歳以上の人の減免制度**

社会保険などに加入していた人が、後期高齢者医療制度に加入した場合、その人に扶養されていた人（旧被扶養者）で国保に加入した65歳以上の人は、保険料の減免を受けられます。

低所得者への軽減

◆**特別措置1**

国保から後期高齢者医療制度に移行した人が世帯内において、世帯の所得に変更がない場合は、移行前と同率の軽減が受けられるように、移行した人の前年所得や人数を含めて判定します。

◆**特別措置2**

1人になった世帯への軽減

国保から後期高齢者医療制度へ移行することで、国保に残る加入者が1人になった場合は、世帯構成に変更がなければ、移行後5年間は、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が2分の1になります。6年目からは3年間、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が4分の3になります。

後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の特別措置

国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、加入者の人数が少なくなる国保世帯には、保険料の特別措置があります。

これらの特別措置は自動的に判定されるため、手続きは不要です。